

# 坂戸市立図書館協議会委員 応募要領

坂戸市立図書館

## 坂戸市立図書館協議会委員応募要領

坂戸市立図書館協議会は、図書館の適正な運営を図るため、坂戸市立図書館協議会設置条例に基づき設置されています。

今回の募集は、図書館協議会委員の任期満了に伴い、坂戸市市民参加条例第12条第1項に基づいて、図書館協議会委員1名を募集しようとするものです。

募集内容については、以下のとおりですので、よくお読みになってから応募してください。

### 1 応募資格

応募日現在、家庭教育の向上に資する活動（読み聞かせボランティア、子育てに関するボランティア等）をしている方で、本市に引き続き1年以上住所を有する18歳以上の方。もしくは本市に在勤又は在学する18歳以上の方

※ただし、次の方は応募できません。

- (1) 委員に選任される日において、本市の他の附属機関等の委員になっている方
- (2) 政党役員または政党職員

2 募集人員 1名（任期 令和6年7月1日から令和8年6月30日まで）

### 3 応募方法

公募申込書に必要事項を記入し、坂戸市立中央図書館へ提出してください。郵便、FAX、メール、電子申請・届出サービスでも受け付けできます。

※公募申込書の各項目に御自分の考えを御記入ください。



※電子申請・届出サービス

4 応募締切 令和6年4月30日（火）※必着

### 5 選考方法

坂戸市附属機関等委員公募選考委員会で審査のうえ決定します。

## 6 選考結果

選考結果については、決定後、応募者全員へ通知します。

## 7 その他

- (1) 公募申込書は委員選考の審査のみに利用するものとし、他の事務等への利用及び公表は行いません。ただし、委員に決定されることとなる方の氏名は、公表するものとします。
- (2) 市のホームページから応募要領、公募申込書をダウンロードすることができます。
- (3) 御不明な点は、坂戸市立中央図書館までお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

坂戸市立中央図書館

住 所 〒350-0227 坂戸市仲町1番23号

電 話 049-281-6369

FAX 049-284-8588

## 【参 考】

### 1 坂戸市立図書館協議会委員の構成（令和5年7月1日現在）

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) 学識経験者             | 3名 |
| (2) 学校教育関係者           | 2名 |
| (3) 社会教育関係者           | 1名 |
| (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 | 3名 |

### 2 坂戸市立図書館協議会の事務

坂戸市立図書館協議会は、図書館の適正な運営を図るため、図書館法第14条1項に基づき設置されております。

図書館の運営に関し、図書館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、図書館長に対して意見を述べることができます。

### 3 坂戸市立図書館協議会報酬等

報 酬（日額） 委員長 5,500円、 委員 5,000円

費用弁償（日額） 1,000円

定例会年4回開催